

平成30年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「指定管理者募集要項」に係る審査）

- 1 開催日時 平成30年7月13日（金） 11：20～
- 2 開催場所 青森市役所 本庁舎2階 庁議室
- 3 対象施設 青森市りんごセンター
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員 委員長 横内 修（企画部理事次長事務取扱）
副委員長 山谷 直大（総務部理事次長事務取扱）
委員 森 宏之（青森大学教授）
委員 西村 晴夫（東北税理士会青森支部税理士）
委員 加福 理美子（市民部次長兼行政情報センター所長）
委員 柿崎 哲男（環境部次長）
委員 長谷川 敬（浪岡事務所次長総務課長事務取扱）
 - (2) 施設所管課（あおりり産品支援課） 参事 三浦 大延
主幹 山田 誠志
主事 浅利 俊彦
 - (3) 制度所管課（企画調整課） 課長 舘山 公
主幹 高野 新
主査 小笠原 誉史
- 5 案件 「指定管理者募集要項」に係る審査
- 6 審査結果 募集要項等については、指摘された事項を修正の上、募集手続きを進めることで全委員意義無く全会一致で了承された。
- 7 主な質疑内容
 - (委員)

利用料金は原則前納で、市長が特別の理由があると認めるときは出庫までに納入することとされているところであるが、大体は前納されているのか、それとも出庫までに納入されることが多いのか。
 - (施設所管課)

大体は前納していただいている。
 - (委員)

現金で支払うのか。
 - (施設所管課)

基本的には現金で納入いただいている。ただし、入庫数量が多い場合などは使用料が高額になるため、使用者が振込みを希望する場合には、指定管理業務専用の通帳に振込

んでいただくこととしている。

(委員)

選定基準の標準例で示されている「地域や関係団体との連携」を除外しているが、現在の指定管理者は青森農業協同組合（以下「農協」という。）であるため、当該項目の関連性が薄いとは思いますが、公募により募集するため農協以外の団体が応募した場合には、大口の出荷者団体である農協と連携していかなければならないと考える。標準例どおり「地域や関係団体との連携」の項目を設け、選定基準は標準例の「交流、協力に対し積極的か」はそぐわないと思うので、「地域の出荷団体との連携は十分か」というような内容にしてはどうか。

(施設所管課)

仕様書において、利用促進を図るため、積極的な広報・宣伝・営業活動を行うこととしており、地域の出荷団体へも働きかけていくこととなるため、その点においてカバーされているものと考えている。

(委員)

その部分をどのように採点するかということになるが、もちろん地域（青森市産）のりんごで冷蔵庫が満室になるようであればよいが、現実的には市外産のりんごも受入れている状況である。しかしながら、地域の出荷団体である農協などとも連携して、基本的には設置目的にもあるようにできるだけ地域（青森市産）のりんごを入庫するのが本来の趣旨であり、これらを踏まえれば、あえて標準例から除外する必要はないのではないか。

(施設所管課)

了解しました。

(委員)

収益が上がれば折半することとしており、減収となれば協議をするという記載はあるが、補填するとは記載されていない。補填することは考えているのか。

(委員)

指定管理者がどのような取組みを実施してきたかということが一つの判断基準となり、経費節減努力や利用促進のための営業努力を行わずに損失が発生した場合には、補填する必要性はないものとする。収入見込額については、過去の収穫量の状況を踏まえて平均値により算出しており、通常の収穫量の年であれば十分に収入が見込まれる額と考えている。

(委員)

複数年度の指定期間となっているため、例えば、5年目に損失が出て過去4年は収益が出ているのであれば補填しないというようなことになるのか、それとも単年度ごとに判断して必要があれば補填するのか。

(施設所管課)

基本的には単年度ごとに判断することとなる。その損害と取組みの実態に応じて判断するものと考えている。

(委員)

実施すべき取組みを行ったうえで、燃料費の高騰など社会情勢等により損失が発生した場合には、その部分については補填すべきものとする。過去の事例では、利用料金制導入施設においても、燃料費の高騰に際して、その単価差分について補填した例もある。

(委員)

先ほど、地域の連携の項目も評価すべきとの意見があったが、現状は、全て農協が入庫した分のみなのか。それとも農協以外のりんごも入庫しているのか。

(施設所管課)

昨年度実績によると、約17万箱の入庫量のうち、約10万箱が農協の入庫分、約1万5千箱が市内の農協以外の入庫分、約5万5千箱が市外からの入庫分となっている。

(委員)

農協は、公的な団体ではあるが、りんごセンターが農協だけの施設となってしまっただけでは適切ではないので、農協以外の利用が増えるということも評価のポイントにする必要があると思われる。指定管理者である団体が、自身のりんごの入庫のためだけに使っているとの誤解を招かないよう、その部分について評価したほうがよいと考える。

(委員)

今の委員のご意見については、選定基準の「りんご生産者等の平等な利用を確保するための方針」の項目において評価されるものとする。

(委員)

今回の審査をまとめると、選定基準に「地域や関係団体との連携」の項目を追加すること、そのほか、他施設において利用料金の減免に係る記載について、文面の調整を図ることとしており、事務局に確認の上、修正していただきたい。

また、応募資格の誓約書についても他の施設で修正があったので、事務局に内容を確認していただき、必要に応じて修正の上、引き続き募集手続きを進めていただきたい。

以上